

# 学 会 彙 報

平成元年 3 月 31 日

教育行政学研究第10号 (1989年の刊行)

掲載論文

OECD加盟国における教育計画の現代的諸相

(1970~1980年代)

岡 本 徹

公立小学校における学校経営事務遂行の構造(4)

—「学校事務指導票」と事務遂行担当者の職務担当意識 (その2)

岡 崎 公 典

西ドイツにおける学校監督と校長

—各機能とパートナーシャフト—

織 田 成 和

教育委員会人事担当職員の任用の形態について

佐 竹 勝 利

岩 永 定

西 陸 夫

<文献紹介>

日本におけるシュタイン研究

—関係文献の整理と学説受容・研究動向の概観—

上 原 貞 雄

平成元年 5 月 23 日

学会ニュース (第25号発送)

平成元年 8 月 31 日

学会ニュース (第26号発送)

平成元年 11 月 18 日

西日本教育行政学会第11回大会開催 (宗像市 宗像ユリックス)

・研究発表

アメリカ合衆国の私立学校に対する連邦補助金政策

上 寺 康 司 (広島大学大学院)

イギリスにおける中央教育行政機関の設置とその歴史的意義

~20世紀初頭の視学行政の展開を手がかりとして~

高 妻 紳 二 郎 (宮崎女子短期大学)

米国カリフォルニア州教科書行政の歴史的変容 第V報

古 賀 一 博 (高松短期大学)

米国の教育指導行政における教師評価に関する一考察

菅 井 直 也 (鈴峰女子短期大学)

アメリカにおける教育アカウントビリティ政策の検討

岩 永 定 (鳴門教育大学)

長期総合計画における社会教育の位置づけに関する一考察

田 代 直 人 (山口大学)

・ 総会

申し合わせ事項 (会則関係) について

平成2年度より学会費を現行の4,000円から5,000円に改定することの提案があり, 全員一致で了承された。

平成元年11月29日 学会ニュース (第27号) 発送

# 西日本教育行政学会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若刊名）  
なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

## 第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

### 附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

### 附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

### 附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。  
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に言語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語で Abstract (約1365字) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年12月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること  
引用法の例 論文の場合：著書、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
単行本の場合：著書、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

会員の皆様にはお元気にて、ますますご活躍のことと存じます。

さて本学会の紀要『教育行政学研究』第11号につき、印刷・発行等の作業に遅れを生じ、会員の皆様にご迷惑をおかけいたしました。ここに第11号をお届けいたします。

「十年ひと昔」という言葉が今日も通用するか否かは定かではありませんが、本紀要も前号を一つの区切りとして、さらなる発展への途についたという感を覚えます。本号に掲載いたしました研究論文は三本ですが、いずれも極めて質の高いものであり、また「文献紹介」も論文に相当する程の力作をご投稿いただきました。

今後も本学会の大会発表や紀要への投稿など、会員の皆様の積極的なご活躍に期待し、またこれをお願い申し上げる次第です。

なお本紀要の編集、印刷・発行等の事務につき、次号より、本学会の事務局をお引受けいただきました。鳴門教育大学の教育経営研究室にてお世話していただくことになりました。このことを会員の皆様にお知らせいたしますとともに、今後ともよろしくご協力の程お願い申し上げます。

編集委員会 森川 泉 記

「教育行政学研究」編集委員

西 睦 夫

仙 波 克 也

森 川 泉

堀 和 郎

印 刷 平成 2 年 3 月 31 日

発 行 平成 2 年 3 月 31 日

発行者 西日本教育行政学会  
〒772 鳴戸市鳴戸町高島  
鳴戸教育大学教育経営研究室内

印刷所 株式会社ニシキプリント  
〒733 広島市西区商工センター 7 丁目 5 番 33 号

## Studies on Educational Administration

---

- Kazuhiro KOGA** : The Actual Circumstances of the Major Textbook Attack in the State of California in the Cold War Period after World War II  
—— The "Building America" Controversy ——
- Naoto TASHIRO** : A Study on the Change of the Long-range Master Plans of Yamaguchi Prefecture and Positioning of Social Education in Them
- Sadao UEHARA** : The Evolution of State Educational Administration from the Civil War to the World War I
- A Selected Bibliography**  
**Yasunobu HASHIGUCHI** : Changing Paradigms of "School Reformers" during the Progressive Era in the United States
- 

No. 11 March 1990

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research